

各介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所等における新型コロナウイルスの感染防止対策の再徹底について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各介護サービス事業所等においては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡、同年10月15日付け一部改正)」等を踏まえ、感染防止対策を講じた上で事業を継続していただいているところですが、既に御承知のとおり、先般、県内の介護サービス事業所において、クラスター(感染者集団)事案の発生が確認されました。

感染すると重症化リスクの高い高齢者が利用する介護サービス事業所等においては、重症者や死亡者を発生させることがないように、改めて、介護従事者等を介した施設内感染防止対策の徹底を図っていただく必要があります。

については、今回のクラスター発生施設を対象とした、鳥取県新型コロナウイルス対策専門チームによる点検調査の結果をお知らせしますので、参考としていただくとともに、これまでお送りした厚生労働省事務連絡や当課通知文書等の感染防止対策に関する資料を改めて御確認いただき、貴法人が運営する全ての介護サービス事業所等において、感染防止対策の再徹底を図っていただくようお願いします。

(令和3年1月6日鳥取県新型コロナウイルス対策専門チームによる点検調査の結果の概要)

感染予防対策について一部改善が必要。

- ・マスク未着用の利用者に対応する職員は、マスクに加え、ゴーグル等で目も防護すること。
- ・デイルームについて、利用者が座る椅子間の距離が近くなるように、適切に距離を確保する、又はアクリル板設置等の検討を行うこと。
- ・職員休憩室において、食事中は会話を控えること。会話時はマスクを着用した上で、密集せず、適切な距離を確保すること。

(参考)

○介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○新型コロナウイルスに係る発出文書等について(鳥取県長寿社会課)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm>

○高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント及び高齢者施設内でPCR検査陽性者が発生した場合の対応に関するポイントについて(令和2年9月17日付け鳥取県長寿社会課長通知)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1195856/0917koronayoboupointooyobipcrkensa.pdf>

【担当】

介護保険・施設担当 上田

電話：0857-26-7175 ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp